令和8年度　随意契約一覧表（児童部）

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 （契約締結日）	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	子育て政策室	吹田市立児童会館安全対策業務	児童会館の安全管理と円滑な運営を目的とした安全管理員の配置（千里丘児童会館他8館）	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで （令和8年4月1日）	吹田市千里山松が丘26番23号 公益社団法人　吹田市シルバー人材センター	単価契約 それぞれ1日につき 前期全日 99,899円 後期全日 102,869円 前期半日 56,194円 後期半日 57,864円 執行予定総額 27,161,659円	吹田市立各児童会館の安全管理と円滑な運営を目的に、来館者に対する対応、児童の不測の事故に対する緊急かつ臨機応変な処置を任務とする業務委託にあたり、他室課において、同業務を良好に遂行してきた実績があり、高齢者の雇用促進につながる公益社団法人吹田市シルバー人材センターと随意契約を締結するものです。 （随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号に該当）
2	子育て政策室	吹田市地域子育て支援拠点事業【一般型（5日型）】	乳幼児及びその保護者に交流の場を提供し、子育てに関する情報提供や相談・支援を行うとともに、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図る取組を実施する業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで （令和8年4月1日）	吹田市山田西1丁目26番27号 社会福祉法人　こばと会	10,669,000円	本事業の委託先は、社会福祉法の規定により事業の開始届を提出した事業者に限られており、そのうち当該事業者については、本事業を確実に履行できる施設・能力を有することを事前協議により確認し、また、これまでも本事業を適正に実施した実績を有するため。 （随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ｱ及び(2)ｳに該当）
3	子育て政策室	吹田市地域子育て支援拠点事業【一般型（5日型）】	乳幼児及びその保護者に交流の場を提供し、子育てに関する情報提供や相談・支援を行うとともに、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図る取組を実施する業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで （令和8年4月1日）	吹田市佐井寺南ヶ丘3番5号 社会福祉法人 大阪アカシヤ福祉会	10,669,000円	本事業の委託先は、社会福祉法の規定により事業の開始届を提出した事業者に限られており、そのうち当該事業者については、本事業を確実に履行できる施設・能力を有することを事前協議により確認し、また、これまでも本事業を適正に実施した実績を有するため。 （随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ｱ及び(2)ｳに該当）

令和8年度　随意契約一覧表（児童部）

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 （契約締結日）	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
4	子育て政策室	吹田市地域子育て支援拠点事業【一般型（3・4日型）】	乳幼児及びその保護者に交流の場を提供し、子育てに関する情報提供や相談・支援を行うとともに、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図る取組を実施する業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで （令和8年4月1日）	吹田市津雲台4丁目9番1号 社会福祉法人　愛の園	6,288,000円	本事業の委託先は、社会福祉法の規定により事業の開始届を提出した事業者に限られており、そのうち当該事業者については、本事業を確実に履行できる施設・能力を有することを事前協議により確認し、また、これまでも本事業を適正に実施した実績を有するため。 （随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ｱ及び(2)ｳに該当）
5	子育て政策室	吹田市地域子育て支援拠点事業【一般型（3・4日型）】	乳幼児及びその保護者に交流の場を提供し、子育てに関する情報提供や相談・支援を行うとともに、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図る取組を実施する業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで （令和8年4月1日）	摂津市千里丘3丁目16番7号 社会福祉法人　成光苑	6,288,000円	本事業の委託先は、社会福祉法の規定により事業の開始届を提出した事業者に限られており、そのうち当該事業者については、本事業を確実に履行できる施設・能力を有することを事前協議により確認し、また、これまでも本事業を適正に実施した実績を有するため。 （随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ｱ及び(2)ｳに該当）
6	子育て給付課	児童給付システム運用保守業務	児童給付システム 運用保守に係る業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで （令和8年4月1日）	岡山県岡山市南区豊成2丁目7番16号 ㈱両備システムズ	11,404,800円	本システムの開発業者である株式会社両備システムズは、本システムに精通しており、業務の性質上他者による保守ができないため。（ガイドライン令167条の2第1項第2号の【物品・委託役務関係業務】（カ）特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当）

令和8年度　随意契約一覧表（児童部）

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 （契約締結日）	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
7	子育て給付課	吹田市物価高対応子育て応援手当支給業務（令和8年度実施分）	吹田市物価高対応子育て応援手当支給業務	令和8年4月1日から 令和8年7月31日まで （令和8年4月1日）	岡山県岡山市南区豊成2丁目7番16号 ㈱両備システムズ	24，388，375円	子育て給付課では、児童手当の支給管理について（株）両備システム（以下「同社」という。）の児童給付システムを利用している。本業務の実施にはシステムデータの任意抽出や加工・内容確認が必須であり、児童手当などに係る個人情報を扱うための情報セキュリティ対策も含め、その役務を提供することができるのは、システム開発事業者である同社のみであるため。 【吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号の（1）物品・委託役務関係業務（カ）特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当】
8	保育幼稚園室	吹田市立認定こども園給食調理業務	吹田市立認定こども園での給食、おやつの調理・提供	令和8年4月1日から 令和8年5月31日まで （令和8年4月1日）	愛知県小牧市高根1丁目200番地 （株）アイコーメディカル	23,344,152円	随意契約ガイドラインの「（2）競争が成り立たない契約をするとき。キ　その他　②入札等の準備のために年度当初の当該入札等に必要と認められる期間について前年度の契約の相手方と契約する場合」に該当するため （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
9	保育幼稚園室	吹田市教育・保育施設運営支援システム保守業務	吹田市教育・保育施設運営支援システムの保守業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで （令和8年4月1日）	岡山県岡山市南区豊成2丁目7番16号 （株）両備システムズ	8,448,000円	「吹田市教育・保育施設運営支援システム」は、同システムを構築した株式会社両備システムズと契約しなければ、システムの安定的な保守を図ることができないため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
10	保育幼稚園室	吹田市子ども・子育て支援システム運用・保守業務	吹田市子ども・子育て支援システムの運用・保守業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで （令和8年4月1日）	大阪府大阪市中央区城見2丁目2番6号 富士通Japan（株）　関西公共第二ビジネス部	11,611,358円	吹田市子ども・子育て支援システムは、契約事業者が保有するシステムのパッケージに本市が求める機能を適用させて開発したシステムであり、本システムの運用に当たっては、当該事業者がその知識を前提として行うことになるため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）

令和8年度　随意契約一覧表（児童部）

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 （契約締結日）	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
11	保育幼稚園室	吹田市病児・病後児保育事業	病児・病後児保育室シックキッズにおいて行う病児・病後児保育事業	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで （令和8年4月1日）	吹田市藤白台4丁目33番12号 医療法人 えちごクリニック	単価契約 1月につき 1,987,700円 1日7人受入れのとき 22,660円 他3項目 執行予算総額 28,982,000円	国の病児・病後児保育事業実施要綱の要件を満たし、 児童の病態の変化に的確に対応するため「健康管理医師」を配置させて、病児・病後児保育事業を実施できる事業者であり、吹田市病児・病後児保育事業実施要領において、実施施設として規定されているため。 （随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号1(1) 【物品・委託役務関係業務】アに該当）
12	保育幼稚園室	吹田市病児・病後児保育事業	病児・病後児保育室江坂キッズにおいて行う病児・病後児保育事業	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで （令和8年4月1日）	吹田市垂水町3丁目22番1号 特定医療法人ダイワ会 大和病院	単価契約 1月につき 1,987,700円 1日7人受入れのとき 22,660円 他3項目 執行予算総額 27,412,950円	国の病児・病後児保育事業実施要綱の要件を満たし、 児童の病態の変化に的確に対応するため「健康管理医師」を配置させて、病児・病後児保育事業を実施できる事業者であり、吹田市病児・病後児保育事業実施要領において、実施施設として規定されているため。 （随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号1(1) 【物品・委託役務関係業務】アに該当）
13	保育幼稚園室	吹田市病児・病後児保育事業	病児・病後児保育室ひろあキッズにおいて行う病児・病後児保育事業	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで （令和8年4月1日）	吹田市津雲台5丁目17番46号 医療法人路傍の森	単価契約 1月につき 1,987,700円 1日7人受入れのとき 22,660円 他3項目 執行予算総額 25,808,330円	国の病児・病後児保育事業実施要綱の要件を満たし、 児童の病態の変化に的確に対応するため「健康管理医師」を配置させて、病児・病後児保育事業を実施できる事業者であり、吹田市病児・病後児保育事業実施要領において、実施施設として規定されているため。 （随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号1(1) 【物品・委託役務関係業務】アに該当）
14	保育幼稚園室	吹田市病児・病後児保育事業	病児・病後児保育室吹田けんとキッズにおいて行う病児・病後児保育事業	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで （令和8年4月1日）	東京都品川区東品川1丁目3番10号 アートチャイルドケア株式会社	単価契約 1月につき 1,987,700円 1日7人受入れのとき 22,660円 他3項目 執行予算総額 24,376,710円	国の病児・病後児保育事業実施要綱の要件を満たし、 児童の病態の変化に的確に対応するため「健康管理医師」を配置させて、病児・病後児保育事業を実施できる事業者であり、吹田市病児・病後児保育事業実施要領において、実施施設として規定されているため。 （随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号1(1) 【物品・委託役務関係業務】アに該当）
15	保育幼稚園室	吹田市病児・病後児保育事業	病児・病後児保育室ぶろっこりーにおいて行う病児・病後児保育事業	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで （令和8年4月1日）	吹田市津雲台1丁目1番4号 医療法人こどもクリニック北	単価契約 1月につき 1,894,200円 1日7人受入れのとき 22,660円 他3項目 執行予算総額 27,860,000円	国の病児・病後児保育事業実施要綱の要件を満たし、 児童の病態の変化に的確に対応するため「健康管理医師」を配置させて、病児・病後児保育事業を実施できる事業者であり、吹田市病児・病後児保育事業実施要領において、実施施設として規定されているため。 （随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号1(1) 【物品・委託役務関係業務】アに該当）

令和8年度　随意契約一覧表（児童部）

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 （契約締結日）	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
16	保育幼稚園室	岸部中（北）住宅跡地複合施設整備事業に伴う吹田操車場遺跡内業調査業務	岸部中（北）住宅跡地複合施設整備事業に伴う吹田操車場遺跡発掘調査により出土した遺物等について調査及び報告書等作成業務	令和8年4月1日から 令和8年10月30日まで （令和8年4月1日）	大阪府堺市南区竹城台3丁21番4号 公益財団法人大阪府文化財センター	12,640,038円	埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で特殊な技術、手法等を用いる必要があるため （随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号（1）に該当）
17	すこやか親子室	吹田市6歳臼歯健康診査業務	6歳臼歯健康診査業務の委託	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで （令和8年4月1日）	吹田市出口町19番2号 （一社）吹田市歯科医師会	単価契約 6歳臼歯健康診査 1件につき 3,795円（税込） 執行予定総額 7,590,000円（税込）	市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別健診方式として市内歯科医療機関で6歳臼歯健康診査業務を実施するため。 （随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号（2）ウに該当）
18	すこやか親子室	吹田市妊婦・産婦歯科健康診査業務	妊婦・産婦歯科健康診査業務の委託	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで （令和8年4月1日）	吹田市出口町19番2号 （一社）吹田市歯科医師会	単価契約 妊婦歯科健康診査 産婦歯科健康診査 1件につき 5,439円（税込） 執行予定額 12,509,700円（税込）	市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別健診方式として市内歯科医療機関で妊婦・産婦歯科健康診査業務を実施するため。 （随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号（2）ウに該当）
19	すこやか親子室	乳幼児健康診査等業務	乳幼児健康診査等業務の委託	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで （令和8年4月1日）	吹田市出口町19番2号 （一社）吹田市医師会	単価契約 1歳6か月児健康診査 3歳児健康診査 1件につき 6,073円（税抜） 執行予定総額 39,767,310円（消費税及び地方消費税含む）	市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別健診方式として市内医療機関で1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査業務を実施するため。 （随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号（2）ウに該当）
20	すこやか親子室	妊婦・産婦・新生児聴覚・乳児一般（1か月児）・乳児後期健康診査業務及び審査事務業務	妊婦・産婦・新生児聴覚・乳児一般（1か月児）・乳児後期健康診査業務及び審査事務業務の委託	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで （令和8年4月1日）	大阪市天王寺区上本町2丁目1番22号 （一社）大阪府医師会	単価契約 1か月児健診 乳児後期健診 1件につき 7,420円（税込） 他13項目 執行予定総額 377,381,165円	市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別健診方式として府内医療機関で妊婦・産婦・乳児一般（1か月児）・乳児後期健康診査業務を実施するため。 （随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号（2）ウに該当）

令和8年度　随意契約一覧表（児童部）

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 （契約締結日）	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
21	すこやか親子室	すいた助産師相談窓口業務	助産師による相談支援業務やそれに伴う事務処理業務の委託	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで （令和8年4月1日）	大阪市天王寺区細工谷1丁目1番5号 （一社）大阪府助産師会	20,854,360円	専門的立場からの指導を必要とする妊産婦等に対して助産師からの相談支援の実施が可能で、また十分な助産師の人員を確保できる能力を有するため。 （随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号（2）ウに該当）
22	すこやか親子室	吹田市訪問指導業務	出産直後の母子に対する訪問指導業務の委託	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで （令和8年4月1日）	大阪市天王寺区細工谷1丁目1番5号 （一社）大阪府助産師会	単価契約 訪問指導 1件につき 6,926円（税込） 他2項目 執行予定総額 15,159,000円	生後4か月までの乳児及びその母親に対して、助産師による訪問指導を行うに当たり、年間2,000件を超える訪問を確実にかつ適切に実施できる能力を有しているため。 （随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号（2）ウに該当）
23	すこやか親子室	吹田市助産師継続訪問指導業務	出産直前・直後の母親及びその児に対して、妊娠・出産などへの助言を行う業務の委託	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで （令和8年4月1日）	大阪市天王寺区細工谷1丁目1番5号 （一社）大阪府助産師会	単価契約 訪問指導（妊婦） 1件につき 3,463円（税込） 他4項目 執行予定総額 9,148,695円	出産直前から生後4か月までの乳児及びその母親に対して、助産師のよる訪問指導を行うに当たり、年間1,000件を超える訪問を確実にかつ適切に実施できる能力を有しているため。 （随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号（2）ウに該当）
24	こども発達支援センター	吹田市発達支援研究業務	発達に課題のある児童とその保護者に対する支援に係る研究業務	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで （令和8年4月1日）	吹田市山田丘2番2号 国立大学法人大阪大学大学院・大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科	18,000,000円	大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科は、5大学で子どものこころの分子統御機構研究センターを運営し、子どものこころの問題を科学的視点によって解決することを目指しています。 研究から得られる高度な専門的知見を有し、本市に居住する発達に課題のある児童とその保護者への支援を行う意欲を示している組織は、同センターの他に存在しないため （吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号（1）契約の相手方が特定されるとき。【物品・委託契約関係業務】カ　特定の者でなければ役務を提供することができないとき。に該当）

令和8年度　随意契約一覧表（児童部）

5月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 （契約締結日）	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	保育幼稚園室	吹田市保育所等に係る利用者負担額決定通知書等印刷・発送業務	吹田市保育所等に係る利用者負担額決定通知書等の印刷・発送業務	令和8年5月25日から 令和9年3月31日まで （令和8年5月25日）	大阪市港区築港3丁目7番15－312A号 塚田印刷（株）大阪営業所	6,843,430円	制限付一般競争入札の結果、1回目の入札においては、本市予定価格の制限の範囲内での入札がなく、直ちに再度入札を行ったが落札者がいなかったことから最低価格を提示した業者と随意交渉を実施した結果、本市予定価格の範囲内で交渉が成立したため （随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第8号該当）

※6月分については、対象案件はありません。

令和8年度　随意契約一覧表（児童部）

7月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 （契約締結日）	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	保育幼稚園室	子ども子育て支援システム先行Fitting業務	令和10年9月の標準化システム導入に向け、現行の子ども・子育て支援システムとの差異を事前に検証し、必要な対応事項を整理する業務	令和8年7月24日から 令和9年3月31日まで （令和8年7月24日）	大阪府大阪市北区大深町5番54号 富士通Japan（株）　関西支社（大阪）	11,746,900円	本業務は、令和10年9月の標準化システム導入に向け、現行システムと標準化システムとの差異を抽出し、必要な対応事項を事前に整理することを目的とするものです。本業務の実施にあたっては、現行システムの設計・機能・データ構成等に関する専門的な知識を有し、システム内容を熟知している現行システム開発事業でなければ適切な履行が困難であるため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）

※8月分については、対象案件はありません。

令和8年度　随意契約一覧表（児童部）

9月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 （契約締結日）	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	保育幼稚園室	（仮称）江坂計画における保育所整備に係る環境影響評価業務	（仮称）江坂計画における保育所整備に係る環境影響の評価業務	令和8年9月18日から 令和9年3月31日まで （令和8年9月18日）	大阪府大阪市中央区安土町1丁目3番5号 （株）KANSOテクノス	6,380,000円	（仮称）江坂計画は、吹田市環境まちづくり影響評価条例第2条に規定する「住宅団地の建設」に該当することから、既に環境影響評価（環境アセスメント）が実施されているが、当該公共用地に整備予定の保育所に係る建設及び供用による影響については、既に実施された（仮称）江坂計画に係る環境影響評価業務（以下「既存評価業務」という。）に反映されていない。 本業務は、当該用地に整備予定の保育所について一定の想定条件を設定し、その建設及び供用による影響を改めて予測及び評価するものである。本業務は、既存評価業務の基礎データ、予測条件及び評価手法を用いて、保育所建設及び供用による影響及び共同住宅等との複合的な影響を評価するものであり、既存評価業務と密接な関連性を有する。 そのため、既存評価業務の受注者である株式会社KANSOテクノスに本業務を履行させる方が、既存の予測結果との整合性を確保しつつ、一体的に業務を実施することができ、より効率的かつ経費面で有利であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、同社と随意交渉を行うもの。 （随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第6号【物品・委託役務業務関係】（2）に該当）
2	すこやか親子室	PMH医療費助成連携にかかる健康情報管理システム改修業務	吹田市で使用している健康情報管理システムをPMHに対応するための改修業務	令和8年9月1日から 令和9年3月31日まで （令和8年9月1日）	岡山県岡山市南区豊成2丁目7番16号 （株）両備システムズ	5,808,000円	健康情報管理システムの開発事業者であり、改修業務には、本システムに精通している当該事業者の専門的知識等が必要であるため。 （随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号（1）カに該当）